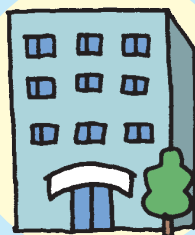
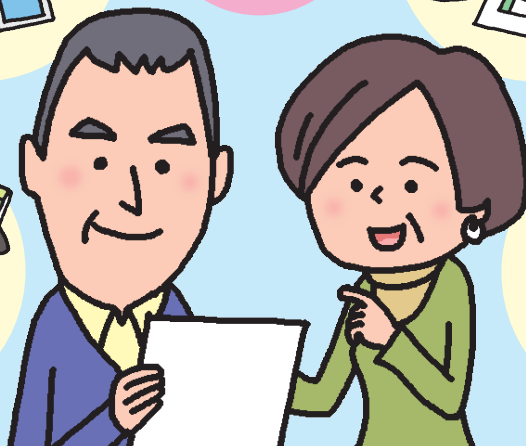
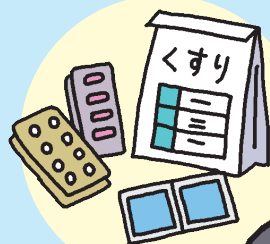


年金・保険・税金から資産運用まで

知っておきたい

退職前後の

お金とくらしの 基礎知識



七十七銀行

はじめに

「定年」は人生における大きな節目です。「仕事をする」「働く」という面からは、大きな目標（ゴール）のひとつであり、定年前後では、そのライフスタイルも大きく変わってくることでしょう。また、昨今の労働力人口の減少からも、国による「働き方改革」の実現に向けては、高齢者の就業促進も大きなテーマとなっています。定年により会社を退職し、セカンドライフを迎えられる方、会社の継続雇用制度によっては定年後も仕事を続けられる方なども多くいらっしゃるかと思います。

いずれの場合であっても、定年前後に発生する手続きは多岐にわたり、特に定年後に直接影響してくる「年金」「雇用保険」「健康保険」「税金」に関しては、制度自体が非常に複雑となっており、定年退職前であれば、会社が代わりに手続きを行ってくれていたことが、今後は「ご自身」で確認し、手続きを進めていかなくてはならないことも多くあります。

本冊子では、定年前後においてこれだけは知っておきたい「年金」「雇用保険」「健康保険」「税金」の制度や手続きと合わせて、定年後の生活を考える上で重要となる「相続・遺言書・資産運用」について、これらをわかりやすく解説するためコンパクトにまとめています。今後定年を迎える、またはすでに定年を迎えられた方々のご参考となれば幸甚です。

著 者

目次



定年退職前後の年金・保険・税金の主な手続きスケジュール	2
-----------------------------	---

第1章 年金

1 年金制度	4
2 60歳台前半の老齢厚生年金	6
3 60歳台後半の老齢厚生年金	7
4 加給年金額	8
5 年金裁定請求のポイント	9
6 繰上げ・繰下げ請求	10
7 年金額の確認方法	11
8 在職老齢年金	12

第2章 雇用保険

9 定年後退職した場合の失業給付	14
10 高年齢雇用継続給付	16
11 年金との支給調整のしくみ	17

第3章 健康保険

12 退職後の医療保険制度	18
13 健康保険の任意継続被保険者	20
14 国民健康保険の被保険者	21
15 家族の扶養に入るには	22
16 退職後の介護保険制度	23

第4章 税金

17 退職金にかかる税金	24
18 年金にかかる税金	26
19 退職後の確定申告	27

第5章 相続・遺言書・資産運用

20 相続	28
21 遺言書	30
22 資産運用	31

問い合わせ窓口・サイト一覧	32
---------------	----

定年退職前後の年金・保険・税金

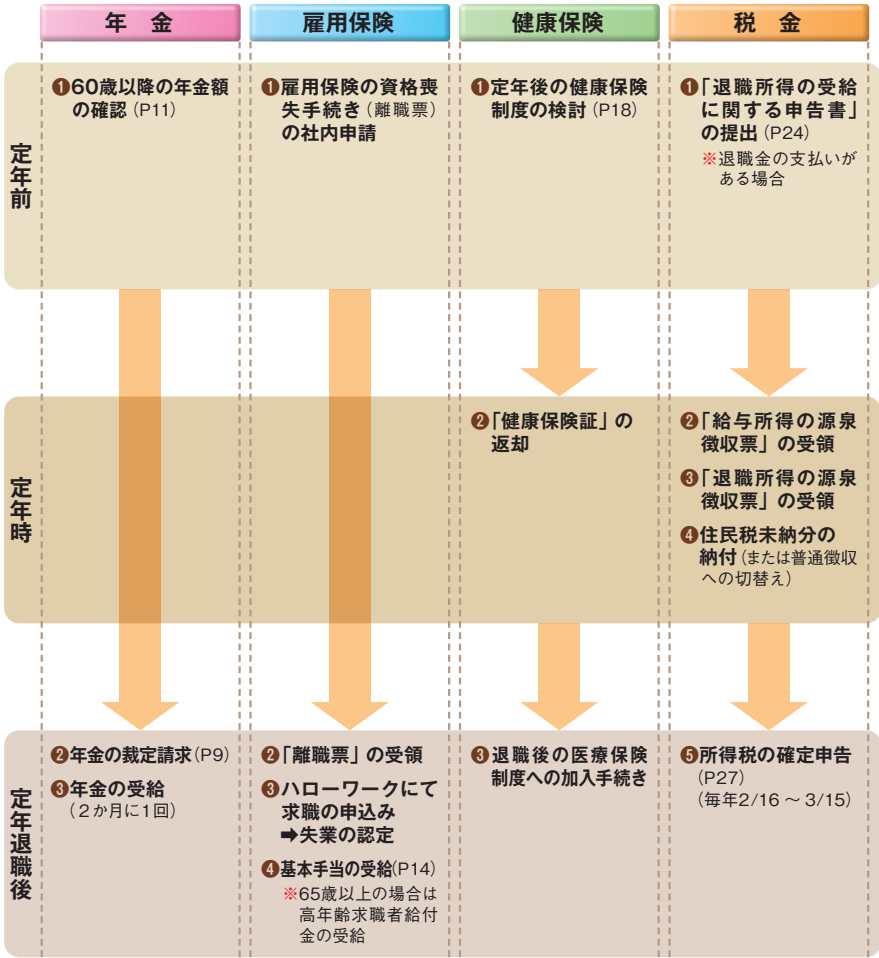
定年退職前後の「年金」「雇用保険」「健康保険」「税金」の主な手続きに関する退職する場合（図表1）と、定年後再雇用となる場合（図表2）では、手続きが

の主な手続きスケジュール

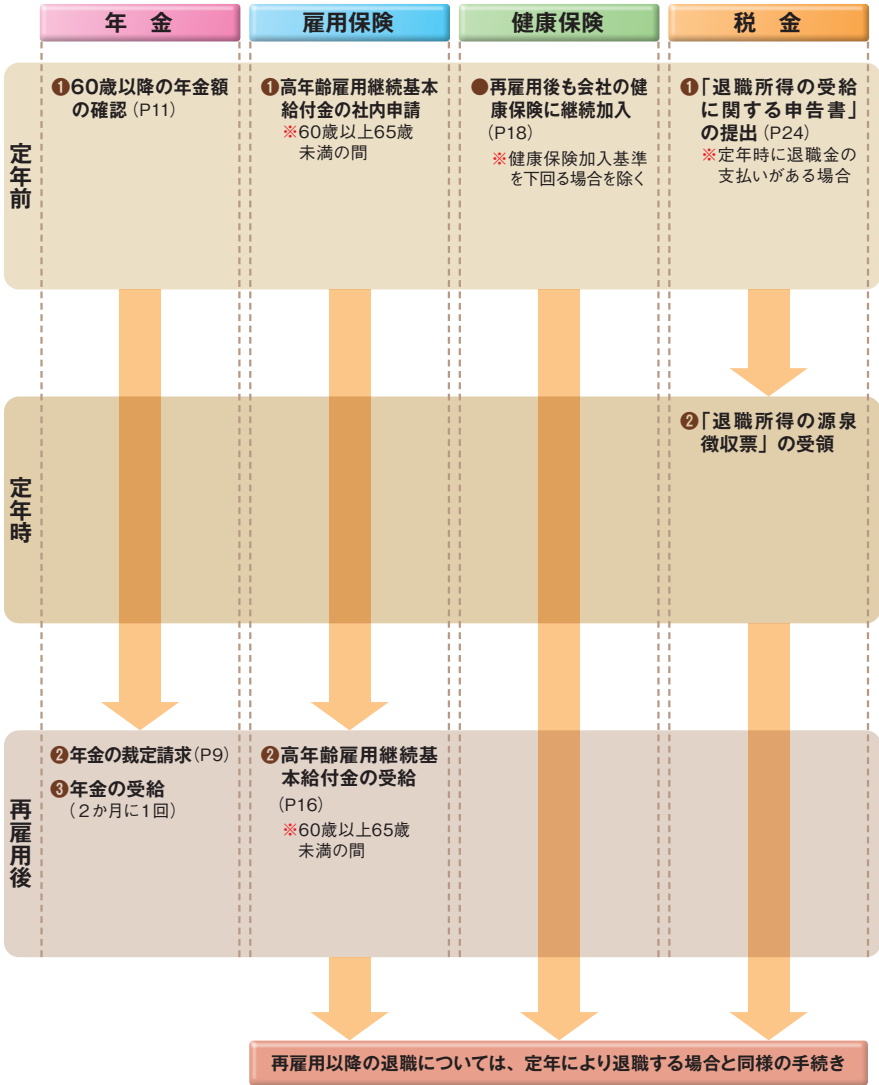
る一般的なスケジュールは次のとおりです。定年により会社異なります。



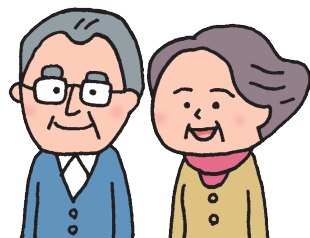
図表 1 ▼定年により会社を退職する場合



図表 2 ▼定年後再雇用となる場合



第1章 年金



1. 年金制度

1 年金制度の仕組み

我が国の年金制度は大きく分けて3階建ての制度となっており、1階部分が「国民年金」、2階部分が「厚生年金」、3階部分が会社の任意で加入する「厚生年金基金」等となっています（図表3）。

公的年金の支給要件としては、「老齢」「障害」※1「遺族」※2の3つがあります。

※1「障害」：「1級」「2級」「3級（厚生年金保険のみ）」があり、障害状態に当てはまれば年金が支給されます。

※2「遺族」：配偶者の老齢年金が、死亡により遺族年金という形で支給されます。詳しくは巻末の日本年金機構等にご相談ください。

2 老齢年金

定年前後に関わる年金として代表的なものが「老齢年金」です。老齢年金には通常、65歳から、国民年金より支給される「老齢基礎年金」、厚生年金保険より支給される「老齢厚生年金」があります（厚生年金基金に加入している場合に支給される老齢給付もあります）。なお、老齢厚生年金については、生年月日に応じて一定の要件を満たせば65歳未満でも支給される「特別支給の老齢厚生年金」（P6参照）もあります。

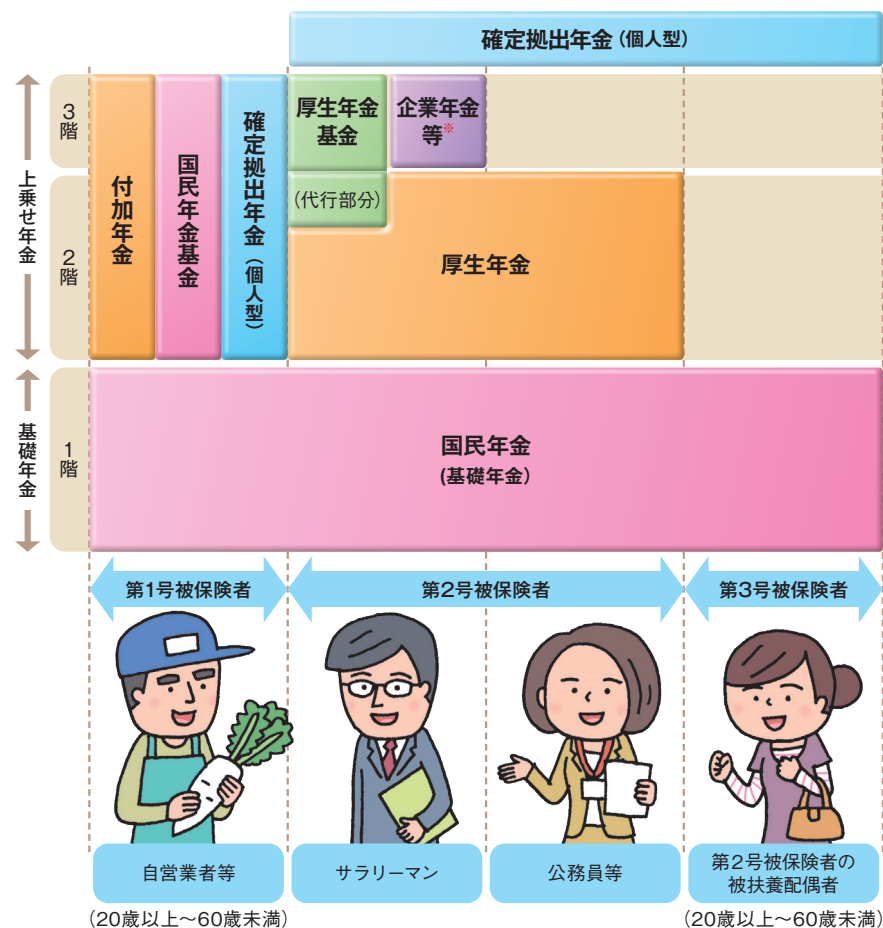


3 受給資格期間

老齢年金を受給するには「10年以上の受給資格期間が必要」となります。受給資格期間は、国民年金保険料の納付済期間・免除期間、合算対象期間※、厚生年金保険への加入期間、第3号被保険者であった期間等です。

※主な合算対象期間：日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間、第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳未満の期間または60歳以上の期間等。

図表3 ▼年金制度の体系



※確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型）

2. 60歳前半の老齢厚生年金

1 受給要件と年金の構成

60歳前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を受給するためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 60歳以上であること
- ② 1年以上の厚生年金保険の加入期間があること
- ③ 老齢基礎年金の受給資格期間（10年以上）を満たしていること
- ④ 男性は昭和36年4月1日以前、女性は昭和41年4月1日以前生まれであること

特別支給の老齢厚生年金は、「定額部分」※1と「報酬比例部分」※2によって構成されており、男女ごとに、生年月日に応じた支給開始年齢が定められています（図表4）。

※1 年金額が厚生年金保険の加入期間に基づいて計算される部分。
※2 年金額が厚生年金保険加入中の報酬及び加入期間に基づいて計算される部分。

2 年金の支給開始年齢・支給日

支給期間は、年金の受給権が生じた月の翌月から、受給権が消滅した月までとなります。また、年金の支給日は、毎年「2月・4月・6月・8月・10月・12月（偶数月）」の計6回に分けて、各月の前2か月分が支給されることになります。

図表4 ▼特別支給の老齢厚生年金における段階的支給 *出典：日本年金機構HP

生年月日		支給開始年齢	
男性	女性	定額部分	報酬比例部分
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳	60歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳	
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳	
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳	
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	支給なし	61歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		62歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日		63歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日		64歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日		支給なし
昭和36年4月2日以降～	昭和41年4月2日以降～		支給なし

※なお、共済年金は女性の支給開始年齢も男性と同一になります。

3. 60歳後半の老齢厚生年金

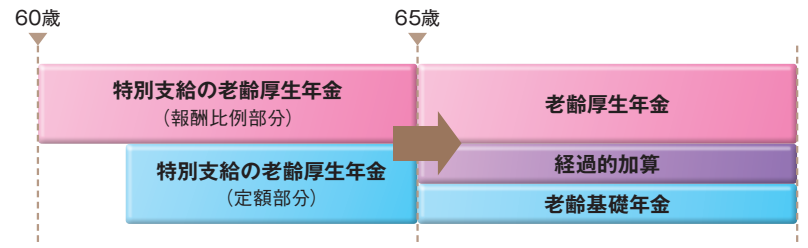
1 受給要件と経過的加算

65歳以降の老齢厚生年金を受給するためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 65歳以上であること
- ② 厚生年金保険の加入期間が1か月以上あること
- ③ 老齢基礎年金の受給資格期間（10年以上）を満たしていること

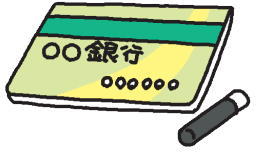
なお、65歳前に「特別支給の老齢厚生年金」の定額部分を受給していた場合、厚生年金保険の被保険者期間のうち20歳未満と60歳以降の期間については、老齢基礎年金の年金額に反映されない等の理由から、当分の間、定額部分の額は老齢基礎年金の額よりも高くなるため、その差額が「経過的加算」として老齢厚生年金に加算されます（図表5）。

図表5 ▼65歳以降の老齢厚生年金の構成



2 年金の支給期間・支給日

65歳以降の老齢厚生年金の支給期間についても、60歳前半の特別支給の老齢厚生年金と同様となり、支給日も毎年偶数月に、各月の前2か月分が支給されます。



4. 加給年金額

1 加給年金額とは

一定の支給要件を満たす「配偶者または子」の生計を維持している場合には、老齢厚生年金に「加給年金額」が加算されます。

2 加給年金額の支給要件

加給年金額については、厚生年金保険の加入期間が20年（中高齢者の特例に該当する場合は短縮された期間）以上であり、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金においては定額部分）の受給権を取得した時点で、支給の対象となる配偶者または子（図表6）の生計を維持していることが要件となります。

図表6 ▼ 加給年金額の対象者

対象者※1	支給要件
配偶者※2	・ 65歳未満（大正15年4月1日以前生まれは年齢制限なし）
子※3	・ 18歳到達日以後最初の3月31日までの子 または ・ 障害等級1級・2級の状態にある20歳未満の子

- ※1 対象者については、年収850万円未満が要件となります。
- ※2 加入期間が20年以上の老齢厚生年金（退職共済年金）（40歳（女性35歳）以降は15年以上の場合に限る）、障害年金を受給する場合は、加給年金額が支給停止されます。
- ※3 3人目以降は加給年金額が変わります。

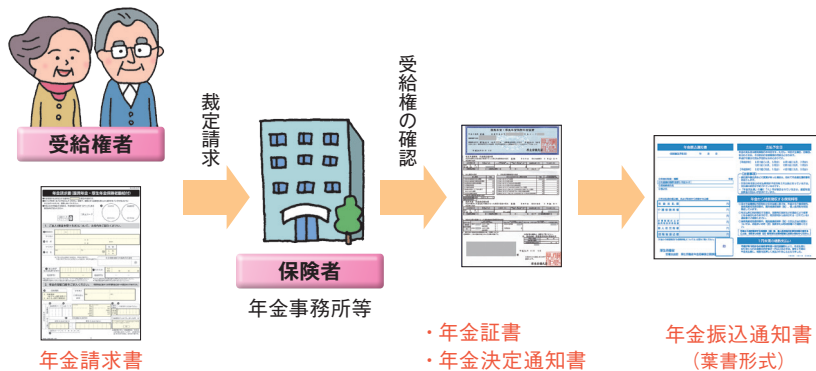


5. 年金裁定請求のポイント

1 裁定請求の流れ

年金の裁定請求をしてから、通常であれば1～2か月後に「年金証書」と「年金決定通知書」が送付され、その後2か月以内に「年金振込通知書」が送付されます。その後は、毎年6月に「年金振込通知書」が送付されます。

初回の年金は「年金振込通知書」が送付されてから10日前後で支給されます。初回の年金振込月は、裁定請求のタイミングにより奇数月の場合もありますが、2回目以降は前2か月分の年金が偶数月の15日（土日・祝日の場合はその直前の平日）に支給されます。



2 老齢年金の年金請求書の提出先

年金請求書の提出先は、最後に加入していた年金制度により異なります。

最後に加入していた年金制度	提出先
① 全年金加入期間が国民年金第1号被保険者	市区町村の窓口
② 上記①の場合以外で国民年金第1号被保険者以外の年金保険加入期間を含む	住所地管轄の年金事務所 または、街角の年金相談センター
③ 厚生年金保険	

6. 繰上げ・繰下げ請求

1 老齢年金の繰上げ・繰下げ請求

老齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金）は、請求により本来の年金受給開始時期（年齢）より、繰上げまたは繰下げて受給することが可能となります。

2 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ請求

老齢基礎年金の繰上げ請求には、「全部繰上げ」と「一部繰上げ」があります。全部繰上げとは、老齢基礎年金の全部を65歳前に受給することをいい、一部繰上げとは、男性は昭和16年4月2日から昭和24年4月1日生まれ、女性は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日生まれを対象に、「特別支給の老齢厚生年金（定額部分のみ）」（P6参照）と老齢基礎年金を65歳前に受給することを行います。いずれも老齢基礎年金の繰上げ期間（月数）に応じて、一定割合（減額率）による年金額の減額が一生行われます（図表7）。

老齢基礎年金の繰下げ請求は、66歳に達した日以後から75歳[※]に達した月までの間で請求が可能となり、その繰下げ期間に応じて、一定割合（増額率）での年金額の増額が一生行われます（図表8）。

※ 昭和27年4月1日以前生まれの方、または受給権発生日が平成29年3月31日以前の方は、70歳に達した月まで。

3 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求

老齢厚生年金についても老齢基礎年金と同様に、繰上げまたは繰下げ請求をすることが可能となり、年金額の増減率も老齢基礎年金と同様です。

図表7 ▼ 繰上げ請求にともなう減額率

繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数 × 0.4%[※]

※ 昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%。

図表8 ▼ 繰下げ請求にともなう増額率

65歳に達した月から繰下げ請求月の前月までの月数 × 0.7%

7. 年金額の確認方法

1 年金加入記録・年金額の確認方法

年金額の確認にあたっては、まず、過去の年金加入記録が正しいか、漏れや誤りはないかの確認が非常に重要となります。一般的に、「年金手帳を2冊以上持っている」「転職経験が多い」「名字が変わったことがある」「色々な名前の読み方がある」といったケースでは、過去の年金加入記録に注意が必要です。

なお、年金加入記録ならびに年金額の具体的な確認方法としては、下記の3つの方法があります。

① 年金相談	② ねんきん定期便	③ ねんきんネット
全国の年金事務所・ 街角の年金相談センター	毎年1回誕生月に送付される	日本年金機構の HPよりログイン

2 年金相談による確認

年金相談は、全国の「年金事務所相談窓口」で行うことができます。年金加入記録や年金額の確認はもちろんのこと、繰上げ・繰下げ請求による年金額、在職老齢年金（P12、13参照）のシミュレーション等も確認することができ、年金に関する質問に対する回答を直接得られることが最大の利点です。

なお、年金相談時には、基礎年金番号がわかるもの（年金手帳[※]等）や、本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）が必要となります。また、委任状がある場合は本人ではなく、代理人による相談も可能です。

※ 令和4年4月に年金手帳は廃止されました。基礎年金番号通知書やマイナンバーカードによる手続きに移行しますが、年金手帳は引き続き使用することが可能です。

3 老齢厚生年金の「在職定時改定」の導入

以前は、65歳以降に納めた保険料は退職などにより厚生年金をやめた時、あるいは70歳になった（加入資格がなくなった）時に年金額に反映されていました。令和4年4月1日からの「在職定時改定」の導入後は、毎年10月に年金額が改定され、12月支給分より増額分が反映され支払われることになりました。

8. 在職老齢年金

1 在職老齢年金とは

60歳以降の厚生年金保険の被保険者が、会社に在職しながら受給する老齢厚生年金を「在職老齢年金」といいます。在職老齢年金については、支払われる給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に応じて、一定の支給調整が自動的に行われます。

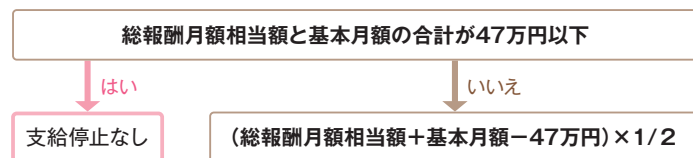
なお、70歳に達すると、厚生年金保険の被保険者資格は喪失しますが、厚生年金保険の被保険者の適用基準に該当する限り、在職老齢年金による支給調整が引続き適用されます。

2 在職老齢年金における支給調整

在職老齢年金は、被保険者の「総報酬月額相当額」と「基本月額」に応じて、年金額の一部または全部が支給停止されます。

総報酬月額相当額とは、標準報酬月額と、その月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除した額の合計額をいい、基本月額とは、加給年金額を除いた老齢厚生年金の年額を12で除した額をいいます。

図表9 ▼ 支給停止額の計算方法



参考事例 ▼ 一部支給停止のケース：65 歳の場合

・老齢厚生年金	： 120万円	※加給年金額の加算なし
・老齢基礎年金	： 60万円	
・標準報酬月額	： 32万円	
・過去1年間の賞与額	： 夏季・冬季賞与が各60万円	

- (1)基本月額 $： 120万円 \div 12か月 = 10万円$
 ※老齢基礎年金は調整の対象外
- (2)総報酬月額相当額 $： 32万円 + (60万円 \times 2 \div 12か月) = 42万円$
- (3)支給停止額 $： (42万円 + 10万円 - 47万円) \times \frac{1}{2} = 2.5万円$
- (4)支給年金月額 $： 10万円 + 5万円 ※ - 2.5万円 = 12.5万円$
 ※5万円 $： 老齢基礎年金 (年額60万円 \div 12か月)$

3 加給年金額・経過的加算・老齢基礎年金

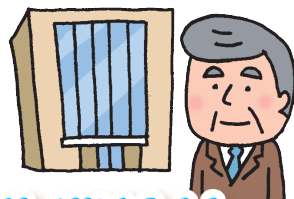
「加給年金額」(P8参照) については、在職老齢年金の一部が支給される場合であっても全額が支給されますが、在職老齢年金が全額支給停止となる場合は、加給年金額も同様に全額が支給停止となります。

なお、「老齢基礎年金」と「経過的加算」(P7参照)、「老齢厚生年金の繰下げ請求による増額分」(P10参照) に関しては、在職老齢年金の支給停止の有無にかかわらず全額が支給されます。

4 年金額の見直し

在職老齢年金の適用を受ける方が退職した場合、退職した翌月分の年金額から見直しが行われ、在職老齢年金による年金額の一部または全額停止がなくなります。ただし、退職して1か月以内に再就職し、厚生年金に加入したときは、引き続き在職老齢年金が適用されます。また、70歳未満の期間であれば、在職定時改定(P11参照)により毎年10月に年金額が見直されるため、自動的に在職老齢年金の支給停止額も改定されます。

第2章 雇用保険



9. 定年後退職した場合の失業給付

1 定年後退職した場合の基本手当

60歳以上65歳未満で定年後退職した一般被保険者は、各月11日以上賃金が支払われた被保険者期間または、賃金支払いの基礎となった労働時間が80時間以上ある月が、退職日前2年間に12か月（「会社都合」による退職では退職日前1年間に6か月）以上ある場合に、「基本手当」を受給できます。

基本手当の額は、退職日前6か月間の賃金総額（賞与・退職金等を除く）を180で除した額の45～80%（日額）で、被保険者期間や離職理由（受給資格）に応じて、90～360日間分受給します（図表10①）。

手続きは、住所等管轄のハローワークに、退職後に会社から受領した「離職票」等を提出し「求職の申込み」を行うことで、受給資格が決定します。その後「7日間」の待期期間・求職活動等を経て、4週間に1回ハローワークで「失業の認定」を受け、認定期間分（28日分）の基本手当を受給します（図表11）。

受給期間は、退職日の翌日から原則1年間となります。なお、傷病・出産・育児等で働けない場合、当該理由により引続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から、申請により、最長3年間、受給期間の延長が可能です。また、60歳以上の定年退職・定年後再雇用期間満了による退職後、しばらく休養する場合、退職日の翌日から2か月以内の申請で、最長1年間、受給期間の延長が可能です。

2 高年齢求職者給付金

65歳以上の高年齢被保険者は、退職後、基本手当ではなく「高年齢求職者給付金」を一時金として受給できます。給付金の額は、被保険者期間が6か月以上1年未満の場合で基本手当日額の「30日分」、1年以上の場合で「50日分」となります（図表10②）。

手続きについては基本手当を受給する場合と同様です。なお、受給期間についても基本手当と同様に1年間ですが、受給期間の延長申請はないため、期間内に受給が完了するよう手続きを行う必要があります。

図表10 ▼基本手当・高年齢求職者給付金の給付日数

① 基本手当の給付日数（60歳以上65歳未満の場合）

被保険者であった期間 区 分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
一般受給資格者	—	90日		120日	150日
特定受給資格者※1 特定理由離職者※2	90日	150日	180日	210日	240日
就職困難者 （障害者等）	150日	360日			

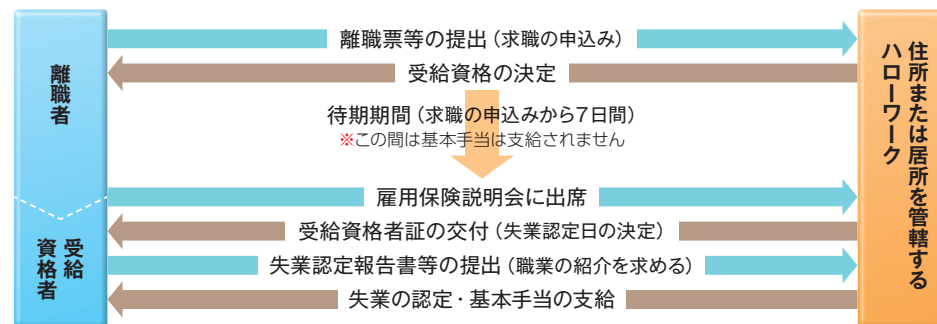
※1 倒産・解雇等により離職した者。

※2 労働契約期間が希望に反して更新されず平成21年3月31日から令和7年3月31日までに離職した者。または正当な理由のある自己都合退職者で、被保険者期間が離職日以前1年間で6か月以上の者も特例により対象となります。

② 高年齢求職者給付金（65歳以上の場合）

被保険者であった期間	6か月以上1年未満	1年以上
給付額	30日分	50日分

図表11 ▼基本手当の受給手の流れ



※兼業や副業等の増加を受け、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が創設されました。65歳以上を対象に、複数の事業所に雇用されており、2つの事業所の雇用見込みが31日以上であること、1週間の合算労働時間が20時間以上であることなどの要件をすべて満たした場合、本人の申出により、雇用保険に加入できるものです。令和4年1月1日より適用されています。

10. 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付の内容

高年齢雇用継続給付とは、60歳から65歳までの雇用継続の援助等を目的に、雇用保険から支給される給付金をいい、具体的には「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、60歳以降引続き雇用保険の一般被保険者であって、雇用保険の被保険者であった期間が通算で5年以上あり、賃金が60歳到達時と比べ75%未満に低下した場合に、65歳に達するまで受給することができます。

高年齢再就職給付金は、雇用保険の基本手当を受給後、60歳以降に再就職した一般被保険者であって、被保険者であった期間が通算で5年以上あり、賃金が60歳到達時と比べ75%未満に低下した場合に、基本手当の残日数が100日以上200日未満で「1年間」、200日以上で「2年間」、65歳に達する月までの間で受給することができます。



図表12 ▼高年齢雇用継続給付の支給額

60歳時賃金と比較した賃金低下率	支給額
61% [*] 以下	支払われた賃金×15% [*]
61% [*] 超～75%未満	賃金低下率に応じ15% [*] から一定割合で逓減するように定めた率を支払われた賃金に乗じた金額
75%以上	支給なし

※令和7年4月1日からは、上記61%は64%に、15%は10%に変更になる予定です。

11. 年金との支給調整のしくみ

1 老齢厚生年金と失業給付の支給調整

65歳未満で受給する老齢厚生年金は、雇用保険の基本手当（失業給付）と同時に受給することはできません。ハローワークでの求職の申込み以降、基本手当を受給している間は、年金は全額支給停止となります。このため、年金と基本手当のどちらを受給するか、事前の検討が必要となります。

なお、65歳以降、雇用保険の「高年齢被保険者」であった場合に、退職後、「高年齢求職者給付金」を受給したことによる年金の支給停止はありません。

2 老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の支給調整

65歳未満の厚生年金の被保険者であって、老齢厚生年金を在職老齢年金として受給していた場合、雇用保険の「高年齢雇用継続給付」を同時に受給する期間について、年金の一部が支給停止となります（図表13）。

図表13 ▼高年齢雇用継続給付との支給調整

賃金の低下率	高年齢雇用継続給付額	年金の支給停止額
61% [*] 以下	支払われた賃金×15% [*]	標準報酬月額×6%
61% [*] 超～75%未満	賃金低下率に応じ15% [*] から一定割合で逓減するように定めた率を支払われた賃金に乗じた金額	賃金低下率に応じ6%から一定割合で逓減するように定めた率を標準報酬月額に乗じた金額
75%以上	支給なし	支給停止なし

※令和7年4月1日からは、上記61%は64%に、15%は10%に変更になる予定です。

第3章 健康保険



12. 退職後の医療保険制度

1 医療保険制度とは

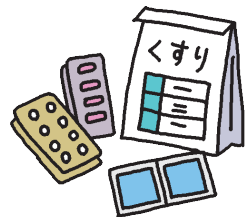
我が国は「国民皆保険制度」が掲げられ、すべての国民が何らかの公的医療保険制度へ加入することになります。これにより、一般の会社員は「健康保険組合」または「全国健康保険協会（協会けんぽ）」に、公務員や学校教職員は「共済組合」に、その他自営業者等の場合は「国民健康保険」に加入します（図表14）。

なお、75歳に達した以降は、それまでの医療保険制度から、75歳以上の高齢者等を対象とした「後期高齢者医療制度」に移行します。

図表 14 ▼ 公的医療保険制度

職域保険	健康保険組合	会社が単独で、あるいは同業種の会社が共同で設立・運営する制度
	全国健康保険協会（協会けんぽ）	協会けんぽが運営する健康保険 民間の会社で働き、健康保険組合に加入していない場合加入する制度
	共済組合	公務員等が加入する制度
地域保険	国民健康保険	都道府県・市区町村が運営、または同種の事業に従事する組合員で組織される制度
後期高齢者医療制度		75歳以上の高齢者等が加入する制度 (一定の障害がある場合は65歳以上)

※健康保険の主な給付の一つに「傷病手当金」があります。この支給は、従来、支給開始日から起算して1年6か月間とされていましたが、在職中であれば、期間中に復職していたために傷病手当金が不支給となった期間分を延長して受給できるよう通算化されました（令和4年1月1日施行）。これにより、がんやメンタルヘルスに関する疾患等で休職・復職を繰り返しても、1年6か月の受給ができるようになりました。



2 退職後の医療保険制度

退職した場合、会社の健康保険における被保険者資格は喪失し、あらためて医療保険制度に加入する必要があります。

なお、定年後再雇用の場合には、加入基準（図表15）を下回る場合を除き、健康保険に引続き加入することになります。

退職後の医療保険制度としては、①健康保険の「任意継続被保険者」（P20参照）となる、②家族の扶養に入る、③国民健康保険の被保険者（P21参照）となること、などが挙げられます。

図表 15 ▼ 健康保険組合・協会けんぽの加入基準

①	1週間の所定労働時間が、その会社で同じような業務をしている一般社員の4分の3以上
②	1か月の所定労働日数が、その会社で同じような業務をしている一般社員の4分の3以上

※1 加入基準は、上記①②の両方の条件を満たす必要があります。

※2 上記①②の条件を満たさない場合でも、常時100人（令和6年10月以降は50人）を超える厚生年金保険の被保険者が使用されている会社においては、1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ月額賃金が8.8万円以上で、雇用期間が2か月を超える見込みであれば、健康保険に加入することになります（昼間学生は適用外）。



13. 健康保険の任意継続被保険者

1 任意継続被保険者とは

健康保険では、被保険者が定年退職等により被保険者資格を喪失した以降も、一定の要件に該当することで、退職前の健康保険に引続き加入することができます。これを「任意継続被保険者」といいます。

任意継続被保険者となるためには、次の要件をいずれも満たす必要があります。

- ① 退職日までに継続して2か月以上の健康保険の被保険者期間があること
- ② 退職日の翌日から20日以内に加入申請（申請期限）を行うこと

特に上記②については、原則として、申請期限を経過して加入手続を行うこと（任意継続被保険者となること）はできないため、注意が必要です。

加入期間は退職日の翌日から最大2年間で、経過後には資格喪失となります。

※令和4年4月1日より、被保険者本人の希望により脱退することもできるようになり、新たな資格喪失要件となりました（資格喪失には要件がいくつかありますが、これまでは被保険者本人の希望による脱退は認められていませんでした）。

2 任意継続被保険者の給付内容と保険料

任意継続被保険者の保険給付は、退職前の健康保険の給付内容とほぼ同様ですが、「傷病手当金」ならびに「出産手当金」については、任意継続被保険者の保険給付には含まれていないため、退職前から継続して受給している場合等を除き、あらたに申請することはできません。

保険料は、退職時の標準報酬月額をもとに算出され、退職前の2倍（本人負担分と事業主負担分を合算した額）となりますが、標準報酬月額は各健康保険により全被保険者の平均（「協会けんぽ」の場合30万円）が上限となり、それを超えることはありません。

また、保険料は当月分を毎月10日までに納める必要があり、保険料を前納する（6か月分あるいは1年分）ことで一定の割引を受けることもできます。

14. 国民健康保険の被保険者

1 国民健康保険とは

国民健康保険とは、主に都道府県・市区町村が保険者として運営する健康保険制度をいい、医療費や出産、死亡に関して必要な保険給付等が行われます。

保険料は、市区町村によって計算方法が異なり、通常、前年の所得や世帯の人数等をもとに算出され、退職時の給与が高い場合には、健康保険の任意継続被保険者より高い保険料となるケースもあります。

都道府県・市区町村による国民健康保険制度の概要					
加入要件	加入日	届出先	必要書類	保険料	自己負担額
日本国内に住所があり他の医療保険制度に加入していない	退職日の翌日 ※14日以内に届出	住所地の市区町村	健康保険の喪失（退職）の確認ができる書類等	前年所得等をもとに算出される ※保険料の上限額は介護保険分を含め年間102万円（令和4年度）	原則3割 ※乳幼児の場合2割等の例外あり

2 保険給付内容

都道府県・市区町村による国民健康保険の主な保険給付は次のとおりとなり、他の健康保険と給付内容が異なる点として、「傷病手当金」ならびに「出産手当金」に関する給付は、通常、行われないことが挙げられます。

主な保険給付内容					
療養の給付	入院時食事療養費	入院時生活療養費	療養費	高額療養費	
訪問看護療養費	移送費	出産育児一時金	葬祭費	保険外併用療養費	
特別療養費	高額医療・高額介護合算療養費				

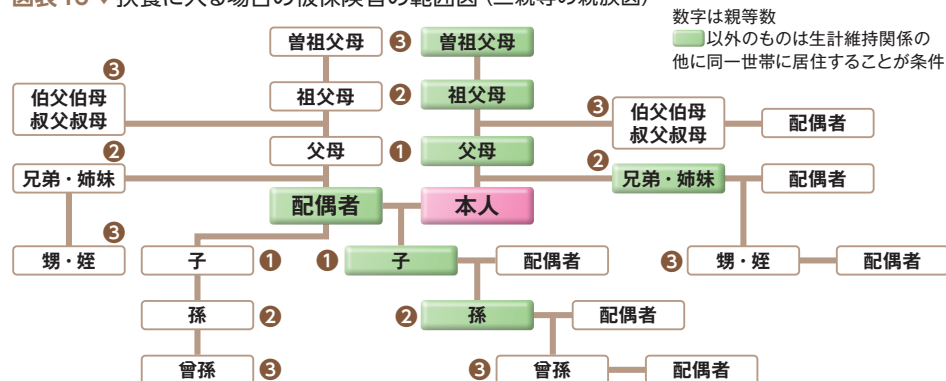
15. 家族の扶養に入るには

1 家族の扶養に入るための条件

退職後、家族が加入する健康保険の扶養に入ること、健康保険料は通常かかりません。なお、扶養に入るためには、下記条件を満たすことが必要となります（健康保険組合によっては条件が異なるケースもあります）。

- 1 被保険者の三親等以内の親族であること（図表16）
- 2 配偶者、子・孫・兄弟姉妹、父母・祖父母・曾祖父母以外の扶養になる場合は、同居していること
- 3 主として被保険者によって生計を維持されていること
- 4 年金を含む退職後の年間見込収入が130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満）かつ、被保険者の収入の半分未満であること
- 5 別居している場合は、被保険者からの仕送り額より収入が少ないこと
- 6 一定の例外を除き、住民票が日本国内にあること（国内居住要件）

図表 16 ▼ 扶養に入る場合の被保険者の範囲図（三親等の親族図）



2 失業給付を受給している場合

雇用保険の基本手当（失業給付）が日額3,611円（60歳以上の場合は日額4,999円）を超えている場合、家族の扶養に入ることはいけません。

16. 退職後の介護保険制度

1 介護保険制度の概要

介護保険とは、高齢者等に対し必要な自立支援や介護サービスの給付を行う制度です。介護保険の被保険者は、年齢によって区分され、介護保険給付（介護給付、予防給付等）の受給要件等が下記のとおり異なります。

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
年 齢	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険制度加入者
加入方法	年齢により各市区町村にて自動的に加入となる	年齢により各医療保険にて自動的に加入となる
受給要件	要介護または要支援状態	要介護または要支援状態が、特定疾病（末期がん等の加齢に起因する疾病）による場合に限定

2 介護保険料について

「第1号被保険者」の保険料は、前年の所得状況等に応じ、各市区町村が決定します。保険料は年金額が年額18万円未満の場合等を除き、原則として、受給する年金から控除されます。

「第2号被保険者」の保険料は、加入している医療保険制度の保険料と合わせて徴収されます。なお、退職後、健康保険組合に加入する40歳未満または65歳以上の家族の扶養に入った場合、その家族を「特定被保険者」とし、健康保険料と合わせて介護保険料が徴収されることもあります。



第4章 税金

17. 退職金にかかる税金



1 退職金と税金

退職金は、税法上「退職所得」として、その勤続年数や金額に応じて「所得税」及び「復興特別所得税」と「住民税」の納税義務が生じます。

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当等の一時金をいい、企業年金等から支払われる退職金も含まれます。

なお、定年後再雇用される場合、定年時にすでに支払われた退職金も退職所得としてみなされます。また、退職金の全部または一部を一時金ではなく「年金」として受け取る場合は、退職所得とはみなされず、公的年金に対する課税と同様の取扱いとなります。

2 「退職所得の受給に関する申告書」の提出

退職金が支払われるまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を会社へ提出した場合は、退職所得控除の優遇措置による所得税及び復興特別所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収が行われ、原則として確定申告が不要となります（次ページ参考(1)～(4)）。

一方で申告書の提出がなかった場合には、退職一時金に対し、20.42%の税率を乗じた所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されることとなり、通常、上記退職所得控除による場合と比べ、退職所得控除がないなどのため高い所得税額となることから、確定申告によりその精算を行う必要があります。

なお、退職一時金からの源泉徴収、特別徴収が行われた場合には、会社から「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を受け取ることになります。

参考▼退職所得にかかる税額計算（概要）

(1) 退職所得控除額

① 一般の場合

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合、80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

※勤続年数の期間に1年未満の端数がある場合については、1年に切り上げます。また、障害者になったことが直接の原因で退職した場合には、上記により算出した退職所得控除額に100万円を加算した額となります。

② 特定役員退職所得控除額

$$40\text{万円} \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20\text{万円} \times \text{重複勤続年数}$$

※特定役員退職所得控除額は、法人役員等の勤続年数が5年以下である者が支払を受けた退職金（特定役員退職手当等）に適用される退職所得控除額をいいます。

※重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間と一般の場合の勤続期間とが重複している期間の年数をいいます。

(2) 課税退職所得金額

① 一般の場合

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※千円未満端数切り捨てとなります。

※勤続年数が5年以下の従業員（法人役員等を除く）に令和4年1月1日以降に支払われる退職金（短期退職手当等）については、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分について、1/2を乗じないこととなります。

② 特定役員退職手当等の場合

$$\text{課税退職所得金額} = \text{特定役員退職手当等の額} - \text{退職所得控除額}$$

③ 一般及び特定役員退職手当等の両方が支給される場合

$$\text{課税退職所得金額} = \{\text{退職金} - (\text{退職所得控除額} - \text{特定役員退職所得控除額})\} \times 1/2 + (\text{特定役員退職手当等の額} - \text{特定役員退職所得控除額})$$

(3) 退職所得税額

$$\text{退職所得税額} = (\text{A}) \text{課税退職所得金額} \times (\text{B}) \text{税率} - (\text{C}) \text{控除額}$$

課税退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)
195万円以下	5%	0 円
195万円超～ 330万円以下	10%	97,500 円
330万円超～ 695万円以下	20%	427,500 円
695万円超～ 900万円以下	23%	636,000 円
900万円超～ 1,800万円以下	33%	1,536,000 円
1,800万円超～ 4,000万円以下	40%	2,796,000 円
4,000万円超	45%	4,796,000 円

※上記で算出した額に102.1%（復興特別所得税含む）を乗じた額が退職金から源泉徴収される所得税となります。

(4) 退職金にかかる住民税額

$$\text{退職金にかかる住民税額} = (2) \text{課税退職所得金額} \times 10\%$$

18. 年金にかかる税金

1 年金にかかる税金について

老齢年金（老齢基礎年金や老齢厚生年金等の老齢または退職を支給事由とした年金）には所得税と住民税が課税されますが、障害年金と遺族年金には課税されない仕組みとなっています。

住民税の納付義務がある65歳以上の年金受給者は、受給する年金額が年間18万円未満等の場合を除き、老齢年金から住民税が直接控除され、控除されない場合には、市区町村から送付される納付書により、直接納付することになります。

なお、年金収入が、65歳以上の場合は158万円以下、65歳未満の場合は108万円以下であれば、所得税は課税されず、市民税・県民税の配偶者控除または扶養控除の対象となります。

2 年金にかかる税金の求め方

公的年金等は所得税法上の雑所得に該当し、一定額の控除が受けられます。またその金額から「基礎控除額」と配偶者控除等の「人的控除額」の合算額を差し引いた額に対し、税率5%（復興特別所得税分は別）を乗じた額が源泉所得税額となります。

公的年金等控除額は、受給者の年齢や公的年金等に係る雑所得以外の所得金額により異なります。

年金にかかる住民税額は、年金支給額から各種控除額を差し引いた額に対し、10%を乗じた額が目安となります。

参考▼年金にかかる所得税の算出方法

申告書を提出している場合

所得税額 = (年金支給額 - 社会保険料 - 各種控除額) × 合計税率※

※所得税率(5%)×102.1%

19. 退職後の確定申告

1 年末調整を行わなかった場合の確定申告

所得税は、毎年1年間（1月1日から12月31日まで）に発生した所得に対して課税されます。会社員であれば、1年間の最後に支払われる給与等で年末調整が行われ、所得税が精算されます。しかし、年の途中で退職し、その後年内に再就職しなかった場合には、年末調整が行われないため、確定申告（翌年の2月16日から3月15日）による所得税の精算が必要となります。

2 退職金がある場合の確定申告

退職金が支払われるまでに「退職所得の受給に関する申告書」を会社へ提出した場合は、原則として確定申告は不要となりますが、申告書の提出がない場合には、確定申告による所得税の精算が必要となります。

3 年金がある場合の確定申告

会社に在職中または退職後に関わらず、受給する老齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金等）に対しては、所得税が課税されます。なお、在職中であっても、年金所得については、給与所得のように年末調整は行われないため、確定申告が必要となります。

ただし、1年間の老齢年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、老齢年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告は不要となっています。ちなみに、「収入」とは支給される年金等の合算額であり、「所得」とは収入の合計から一定の必要経費額を差し引いた金額となります。

なお、障害年金と遺族年金については非課税のため、他の収入がなければ確定申告は不要となります。

第5章 相続・遺言書・資産運用

20. 相続



1 相続とは

相続とは、人が死亡したときに、亡くなった方（被相続人）の財産上の権利義務を、配偶者や子供など（相続人）が受け継ぐことをいいます。

財産を受け継ぐ方法としては、被相続人が遺言書を作成している場合には、遺言書に従って財産の分割を行います。遺言書がない場合には、民法の定め（法定相続分）を参考にして相続人が分割協議を行います。

なお、相続人には法律上確保された最低限度の財産の割合（遺留分）が定められているので、遺言や贈与にあたっては注意が必要です。

相続順位※1	相続人	法定相続分（カッコ内は遺留分）※2			
		配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹
—	配偶者のみ	全て（1/2）	—	—	—
第1順位	配偶者と子供	1/2（1/4）	1/2（1/4）	—	—
第2順位	配偶者と直系尊属	2/3（1/3）	—	1/3（1/6）	—
第3順位	配偶者と兄弟姉妹	3/4（1/2）	—	—	1/4（無し）

※1 相続順位が上位の方が相続人となります（配偶者は常に相続人となります）。

※2 子供、直系尊属、兄弟姉妹が複数人いる場合には、各人の割合は均等になります。

2 相続税の計算

相続財産に対しては相続税が課税されますが、財産から債務を控除した金額が「基礎控除額」以下の場合には課税されません。基礎控除額は「3,000万円＋法定相続人の数×600万円」で計算されるため、まずは基礎控除額を計算して納税義務の有無を確認するのが良いでしょう。

なお、相続税の税率は10%～55%の超過累進税率となっており、相続財産が多ければ多いほど税負担が重くなる仕組みになっています。

3 小規模宅地等の特例

相続税の計算の優遇措置として「小規模宅地等の特例」というものがあります。これは、相続税の計算上土地の評価額を最大で8割減額できるというもので、特に相続財産のうちに土地の占める割合が大きいケースでは非常に重要な制度となります。

土地の種類	要件	面積の上限	減額割合
住宅用	- 配偶者は要件なし - 同居親族は継続居住する等 - 別居親族は所有家屋がない等	330m ²	80%
事業用	相続人がその事業を継続する等	400m ²	80%
貸付用	相続人が貸付事業を継続する等	200m ²	50%

4 相続税と暦年贈与

贈与税の基礎控除額は年に110万円です。この基礎控除額を利用して生前に少しずつ金銭等を贈与することで、相続の際に高い税率が適用される部分の財産を移転し、将来の相続税の負担を軽減させることが可能です。

5 贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除（配偶者控除）を受けることができます。

6 教育または結婚・子育て資金のために一括贈与を受けた場合の非課税

教育資金贈与については30歳未満、結婚・子育て資金贈与については18歳以上50歳未満の子や孫が父母や祖父母などの直系尊属からの贈与により、教育資金または結婚・子育て資金に充てるための金銭を取得した場合において、受贈者の年齢や専用口座を開設するなど一定の要件を満たした上で、非課税申告書を税務署に提出したときは、一定額（教育資金は1,500万円、結婚・子育て資金は1,000万円）まで、贈与税が非課税となります。[※]

※ これらの非課税措置には、期限が設けられています。

21. 遺言書

1 遺言書作成のメリット

遺言書作成のメリットは以下の通りです。

- ① 自分の意思で死後に、どの財産を誰に譲るか決めることができる。
- ② 法定相続人以外にも遺産を承継できる。
- ③ 相続人間の争いが防止できる。
- ④ 財産債務を明示するため、相続開始後、遺族が財産債務を把握する手間が軽減できる。

2 遺言書の種類

	特徴	長所	短所
自筆証書遺言	遺言者が自書（手書き）で作成し、自署・押印する。 ^{※1}	- 作成が容易 - 作成したことを秘密にできる	- 紛失や改ざんの心配がある^{※2} - 家庭裁判所の検認が必要^{※2}
公正証書遺言	遺言者が口述し、公証人が筆記する。	- 紛失や改ざんの心配がない - 家庭裁判所の検認が不要	費用と手間がかかる
秘密証書遺言	遺言者が作成し封印する。公証人が遺言者の申述を記載し署名押印する。	遺言の内容を秘密にできる	- 費用と手間がかかる - 家庭裁判所の検認が必要

※1 民法の改正により、財産目録は一定の要件の下、自書ではなくパソコンで作成できるようになりました。

※2 民法の改正により、法務局における遺言書の保管制度が創設され、遺言者は法務局での遺言書の保管を申請できるようになりました（法務局保管分は検認も不要）。

3 遺言書作成のポイント

自筆証書遺言の場合、費用をかけずに1人で簡単に作成して内容を秘密にしておくことが可能ですが、日付や署名・押印・加筆修正方法に関する形式面の不備がある場合や、内容が不明瞭・正確でない場合には無効となるケースがあるため注意が必要です。

22. 資産運用

1 余裕資金で資産運用を

定年退職によって退職金が支給されると、老後資金の確保のために資産運用をお考えの方も多いでしょう。その場合、退職後は現役時代に比べて収入が減少するので、資産運用のリスクは極力抑える必要があります。退職金を元手に資産運用をする場合には、まずライフプランシートの作成などを行い将来の生活に必要な資金を除いた余裕資金を確認し、それをもとに検討するのが良いでしょう。

2 分散投資について

もう一つポイントとなるのが「分散投資」です。資産運用は貯蓄と異なり、運用次第では元本割れとなる可能性があります。そのため、分散投資により極力リスクを抑えながら、さらにNISA（少額投資非課税制度）のような優遇制度なども活用して、安定した利益を獲得していくことが重要になります。

退職後の資産運用においては、投資できる金額や許容できるリスクの程度なども十分に考慮したうえで、計画的に進めていくことが重要です。まずは、投資をする前に今後の人生設計をきちんと考えておくべきでしょう。



問い合わせ窓口・サイト一覧

① 日本年金機構

住所：東京都杉並区高井戸西 3-5-24

電話での 相談窓口	ねんきんダイヤル (一般的な年金相談)	ねんきん定期便・ ねんきんネット専用ダイヤル	ねんきん加入者 ダイヤル
ナビダイヤル	0570 - 05 - 1165	0570 - 058 - 555	(国民年金加入者) 0570 - 003 - 004 (事業所・厚生年金加入者) 0570 - 007 - 123
050で始まる 電話番号から 掛ける場合	03 - 6700 - 1165	03 - 6700 - 1144	(国民年金加入者) 03 - 6630 - 2525 (事業所・厚生年金加入者) 03 - 6837 - 2913
HP	https://www.nenkin.go.jp/		

② 企業年金連合会

住所：東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館10F・11F

電話での 相談窓口	企業年金コールセンター
ナビダイヤル	0570 - 02 - 2666
IP電話から 掛ける場合	03 - 5777 - 2666
HP	https://www.pfa.or.jp/

③ 全国健康保険協会 (協会けんぽ)

住所：東京都新宿区四谷 1-6-1 YOTSUYA TOWER 6F

電話番号	03 - 6680 - 8871
HP	https://www.kyoukaikenpo.or.jp/

④ ハローワークインターネットサービス (厚生労働省職業安定局)

HP	https://www.hellowork.mhlw.go.jp/
----	---

⑤ タックスアンサー (国税庁)

HP	https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm
----	---

執筆

みらいコンサルティンググループ
社会保険労務士法人 みらいコンサルティング
〒104-0031 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 19 階
TEL : 03-6281-9840

税理士法人 みらいコンサルティング
〒104-0031 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 19 階
TEL : 03-6281-9830

※ URL : <https://www.miraic.jp/>

監修

弁護士	坂井 雄介
特定社会保険労務士	窪田 道夫
税理士	安部 和彦

企画・制作 清文社

◆本冊子の内容は、令和4年12月1日現在の法令等に基づいています。

